

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十二号

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例

（老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する）

第一条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の配置の基準） 第十一条（略） 2―4（略） 5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 7―12（略） 第十七条の三（略） （協力医療機関等） 第十七条の四 養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、</p>	<p>（職員の配置の基準） 第十一条（略） 2―4（略） 5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 7―12（略） 第十七条の三（略）</p>

<p>常時確保していること。</p> <p>二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</p> <p>2 養護老人ホームの設置者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならぬ。</p> <p>3 養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p> <p>4 養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>5 養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。</p> <p>6 養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	
--	--

（老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十条（職員の配置の基準） （略）</p>	<p>第十条（職員の配置の基準） （略）</p>

9) 特別養護老人ホーム(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。)に介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十八号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。)第二百二十条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等の事業の方法に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十九号)第二百一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

10)

特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等指定地域密着型通所介護事業所(介護保険法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。以下同じ。)、併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム、法第二十條の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。以下同じ。))に併設されている事業所において行われる同法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)(の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる同法第五十四条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う事業所

が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(緊急時等の対応)

第十七条の二 特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十条第一項第二号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2| 特別養護老人ホームの設置者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(施設長の責務)

第十八条 (略)

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の三までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第二十条の二 (略)

(協力医療機関等)

第二十条の三 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2| 特別養護老人ホームの設置者は、一年に一

(緊急時等の対応)

第十七条の二 特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(施設長の責務)

第十八条 (略)

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の二までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第二十条の二 (略)

回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3| 特別養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4| 特別養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5| 特別養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6| 特別養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第二十三条の二（略）

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第二十三条の三 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（勤務体制等）

第三十一条（略）

2・3（略）

4| ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

5|（略）

（準用）

第二十三条の二（略）

（勤務体制等）

第三十一条（略）

2・3（略）

4|（略）

（準用）

第三十三条 第三条から第六条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二及び第二十条の二から第二十三条の三までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の三まで」とあるのは「第二十七条及び第二十九条から第三十二条まで並びに第三十三条において準用する第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二及び第二十条の二から第二十三条の三まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第三十七条 (略)

2-10 (略)

11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所（介護保険法第四十一条第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第七項に規定する通所介護を行う事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型通所介護事業所若しくは併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第三十三条 第三条から第六条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二及び第二十条の二から第二十三条の二までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の二まで」とあるのは「第二十七条及び第二十九条から第三十二条まで並びに第三十三条において準用する第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二及び第二十条の二から第二十三条の二まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第三十七条 (略)

2-10 (略)

11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所（介護保険法第四十一条第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第九項に規定する短期入所生活介護を行う事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（同法第五十三条第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護を行う事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所（介護保険法第四十一条第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第七項に規定する通所介護を行う事業所をいう。）、指定地域密着型通所介護事業所（同法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。）、指定介護予防短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設。以下同じ。）に併設されている事業所において行われる同法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第十六項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる同法第五十四条の

13 地域密着型特別養護老人ホームに指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第五十四条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に同法第七十八条の四第二項又は第百十五条の十四第二項に基づいて定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

14 (略)

(準用)
第三十九条 第二条から第八条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第二十三条の三までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の三まで」とあるのは「第三十八条及び第三十九条において準用する第七条、第八条、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第二十三条の三まで」と読み替えるものとする。

(準用)
第四十四条 第三条から第六条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第

二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 地域密着型特別養護老人ホームに指定小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に同法第七十八条の四第二項又は第百十五条の十四第二項に基づいて定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

14 (略)

(準用)
第三十九条 第二条から第八条まで、第十一条から第十四条まで、第十六条から第二十三条の二までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の二まで」とあるのは「第三十八条及び第三十九条において準用する第七条、第八条、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第二十三条の二まで」と読み替えるものとする。

(準用)
第四十四条 第三条から第六条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第

十八条まで、第十九条の二、第二十条の二から第二十三条の三まで、第二十六条、第二十七條、第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の三まで」とあるのは「第四十三條並びに第四十四条において準用する第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第二十条の二から第二十三条の三まで、第二十七條、第二十九条、第三十一条及び第三十二条」と読み替えるものとする。

十八条まで、第十九条の二、第二十条の二から第二十三条の二まで、第二十六条、第二十七條、第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十八条第二項中「第七条、第八条及び第十一条から第二十三条の二まで」とあるのは「第四十三條並びに第四十四条において準用する第八条、第十一条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第二十条の二から第二十三条の二まで、第二十七條、第二十九条、第三十一条及び第三十二条」と読み替えるものとする。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数) 第五条 (略) 2-10 (略)</p> <p>11 指定介護老人福祉施設（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第二百二十条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十九号）第二百一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業</p>	<p>(従業者の員数) 第五条 (略) 2-10 (略)</p>

所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12) 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所（法第四十二条の二第二項の規定による指定を受けた事業者が法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。）、併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に併設されている事業所において行われる法第四十二条の二第二項の規定による指定を受けた事業者が行う法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）、の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる法第五十四条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）、の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13) 指定介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所（法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。）、又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が法第八条第二十三項に規定する複合型サービスであつて、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスを行う事業所をいう。）、が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（緊急時等の対応）

（緊急時等の対応）

第十八条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ第五条第一項第一号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2| 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第十九条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(衛生管理等)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二―四 (略)

(協力医療機関等)

第二十六条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の

第十八条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ第五条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第十九条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(衛生管理等)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二―四 (略)

(協力病院等)

第二十六条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2| 指定介護老人福祉施設の開設者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3| 指定介護老人福祉施設の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4| 指定介護老人福祉施設の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5| 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6| (略)

2| (略)

第三十条の二 (略)
〔入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置〕

第三十条の三 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(勤務体制等)

第三十九条 (略)

(勤務体制等)
第三十九条 (略)

4| ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

5| (略)

4| (略)

(準用)
第四十一条 第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の三までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条」とあるのは「第三十八条」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の三まで」と、第二十一条中「第十五条」とあるのは「第四十一条において準用する第十五条」と、第二十一条第五号中「第十四条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、第二十一条第六号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十一条において準用する第二十九条第二項」と、第二十一条第七号中「第三十条第三項」とあるのは「第四十一条において準用する第三十条第三項」と読み替えるものとする。

附則

(経過措置)

第二条 平成十二年四月一日において現に存していた特別養護老人ホーム(介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。))第二十条の規定による改正前の老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の建物(基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。)について第六条第一項第一号の規定を適用する場合には、同条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「原則として一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員は、四人を上限とする」とあるのは「原則として四人とすること」と、同号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

(準用)
第四十一条 第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の二までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条」とあるのは「第三十八条」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の二まで」と、第二十一条中「第十五条」とあるのは「第四十一条において準用する第十五条」と、第二十一条第五号中「第十四条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、第二十一条第六号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十一条において準用する第二十九条第二項」と、第二十一条第七号中「第三十条第三項」とあるのは「第四十一条において準用する第三十条第三項」と読み替えるものとする。

附則

(経過措置)

第二条 平成十二年四月一日において現に存していた特別養護老人ホーム(介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。))第二十条の規定による改正前の老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の建物(基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。)について第六条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号イ中「原則として一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員は、四人を上限とする」とあるのは「原則として四人とすること」と、同号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

(介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数) 第四条 (略) 2―5 (略) 6 (略) 一・二 (略) 三 病床数百以上の病院 医師又は栄養士若しくは管理栄養士</p> <p>7 (略)</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等) 第十七条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2―4 (略)</p> <p>(管理者による管理) 第二十条 (略) 一 当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合 他の事業所、施設等の職務</p> <p>二 (略)</p> <p>(衛生管理等) 第二十六条の二 (略) 2 (略) 一 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。 ()をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>四 (略)</p>	<p>(従業者の員数) 第四条 (略) 2―5 (略) 6 (略) 一・二 (略) 三 病床数百以上の病院 栄養士若しくは管理栄養士 四 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設 介護支援専門員</p> <p>7 (略)</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等) 第十七条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2―4 (略)</p> <p>(管理者による管理) 第二十条 (略) 一 当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務</p> <p>二 (略)</p> <p>(衛生管理等) 第二十六条の二 (略) 2 (略) 一 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。 ()をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>四 (略)</p>

(協力医療機関等)

- 第二十七条 介護老人保健施設の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2| 介護老人保健施設の開設者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならぬ。
- 3| 介護老人保健施設の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4| 介護老人保健施設の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5| 介護老人保健施設の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6| (略)

第三十一条の二 (略)

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討す

(協力病院)

第二十七条 介護老人保健施設の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2| (略)

第三十一条の二 (略)

改正後	改正前
-----	-----

るための委員会の設置)

第三十一条の三 介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(勤務体制の確保等)
第四十条 (略)

2・3 (略)

4| ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

5| (略)

(準用)

第四十二条 第七条から第十二条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の三までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十三条」とあるのは「第三十九条」と、第二十一条第二項中「この章」とあるのは「第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第七条から第十二条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の三まで」と、第二十二条中「第十五条」とあるのは「第四十二条において準用する第十五条」と、第二十二條第四号中「第三十条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十条第二項」と、第二十二條第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)
第四十条 (略)

2・3 (略)

4| (略)

(準用)

第四十二条 第七条から第十二条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十三条」とあるのは「第三十九条」と、第二十一条第二項中「この章」とあるのは「第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第七条から第十二条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二まで」と、第二十二条中「第十五条」とあるのは「第四十二条において準用する第十五条」と、第二十二條第四号中「第三十条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十条第二項」と、第二十二條第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と読み替えるものとする。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

（管理者）
第七条（略）

- 2 （略）
- 3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者又は管理者の職務に従事することができる。

（指定訪問介護の具体的取扱方針）
第十七条（略）

- 一・二 （略）
- 三 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- 四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- 五・六 （略）

（管理者）
第二十九条（略）

- 2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

（管理者）
第三十五条（略）

- 2 （略）
- 3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）
第三十九条 指定訪問入浴介護は、次項から第八項までに定めるところにより提供するものとする。

2・3 （略）

- 4 訪問入浴介護従業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や

（管理者）
第七条（略）

- 2 （略）
- 3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者又は管理者の職務に従事することができる。

（指定訪問介護の具体的取扱方針）
第十七条（略）

- 一・二 （略）
- 三・四 （略）

（管理者）
第二十九条（略）

- 2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

（管理者）
第三十五条（略）

- 2 （略）
- 3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）
第三十九条 指定訪問入浴介護は、次項から第六項までに定めるところにより提供するものとする。

2・3 （略）

むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

5 訪問入浴介護従業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6―8 (略)

(管理者)

第四十五条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(管理者)

第八十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第八十五条 指定通所介護は、次項から第八項までに定めるところにより提供するものとする。

2・3 (略)

4 通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

5 通所介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6―8 (略)

(管理者)

第七十七条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

4―6 (略)

(管理者)

第四十五条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(管理者)

第八十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第八十五条 指定通所介護は、次項から第六項までに定めるところにより提供するものとする。

2・3 (略)

4―6 (略)

(管理者)

第七十七条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

（従業者）
第二百二十条（略）

2 前項第四号の栄養士は、同項の規定にかかわらず、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第百一条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十三条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

3・4（略）

5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下この節及び次節において「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）法、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第八号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）、老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第七号）、医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十一号。以下「病院等基準条例」という。）、介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）、介護保険法に

（従業者）
第二百二十条（略）

2 前項第四号の栄養士は、前項の規定にかかわらず、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第百一条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十三条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

3・4（略）

5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下この節及び次節において「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年広島県条例第四号。以下「介護医療院基準条例」という。）、この条例（特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）、指定介護予防サービス等基準条例（介護予防特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）又は法第七十八条の四第一項の規定による市町の条例（地域密着型特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6―13 (略)

(管理者)

第二百一十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第二百二十七条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

6―5 (略)

指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7―1 (略)

第三百三十三条 (略)

6―13 (略)

(管理者)

第二百一十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第二百二十七条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 (略)

6―1 (略)

第三百三十三条 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第百三十三条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(設備及び備品等)
第百三十七条 (略)

2-4 (略)

5 第百二十条第三項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム基準条例第二十五条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)(の場合については、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することであるものとする。

6-8 (略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)
第百四十条 (略)

2-7 (略)

8-1 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9-1 (略)

(勤務体制の確保等)
第百四十三条 (略)

2-3 (略)

4-1 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(設備及び備品等)
第百三十七条 (略)

2-4 (略)

5 第百二十条第三項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第八号)第二十五条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)(の場合については、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することであるものとする。

6-8 (略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)
第百四十条 (略)

2-7 (略)

8-1 (略)

(勤務体制の確保等)
第百四十三条 (略)

2-3 (略)

(準用)
第四百四十五条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十八条、第三百十条、第三百三十一条、第三百三十三条の二及び第三百三十四条(第八十七条の二の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百二十四条第一項中「第三百三十二条」とあるのは「第四百四十二条」と読み替えるものとする。

(指定通所介護事業所等との併設)
第四百四十六条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。))の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。))の事業を行う事業所をいう。以下同じ。))若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者)
第四百四十七条 (略)

2-4 (略)
5 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律(この条例(指定通所介護事業所に係る部分に限る。))及び法第七十八条の四第一項の規定による市町の条例(指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所及び指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る部分に限る。))に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6 (略)

(管理者)
第四百四十八条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当短

(準用)
第四百四十五条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十八条、第三百十条、第三百三十一条及び第三百三十四条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百二十四条第一項中「第三百三十二条」とあるのは「第四百四十二条」と読み替えるものとする。

(指定通所介護事業所等との併設)
第四百四十六条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。))の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。))の事業を行う事業所をいう。以下同じ。))若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者)
第四百四十七条 (略)

2-4 (略)
5 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6 (略)

(管理者)
第四百四十八条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当短

期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(従業者)

第五百五十三条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たるとする従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が、指定介護予防防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第三十七条第一項に規定する指定介護予防防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準条例第三十六条に規定する指定介護予防防短期入所療養介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第六十三条において同じ。))を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(従業者)

第五百五十三条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たるとする従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が、指定介護予防防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第三十七条第一項に規定する指定介護予防防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準条例第三十六条に規定する指定介護予防防短期入所療養介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第六十三条において同じ。))を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

21

指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の法(以下「平成十八年旧介護保険法」という。))第四十八條第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。))である場合にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要

2| 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である場合にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

3| 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が診療所（前項に該当するものを除く。）である場合には、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員とし、その合計した員数は、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上とする。

4| (略)

5| 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

6| 指定短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百三十七条第一項から第五項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第百五十四条 (略)

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準条例第三十三条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。）に関するものを除く。

とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

3| 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前項に該当するものを除く。）である場合にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

4| 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が診療所（前二項に該当するものを除く。）である場合には、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員とし、その合計した員数は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すことに一以上とする。

5| (略)

6| 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

7| 指定短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百三十七条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第百五十四条 (略)

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号。以下一

）を有すること。

二 削除

三 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医療法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

四 (略)

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院基準条例第三十二条に規定するユニット型介護医療院をいう。第六十七條及び第七十三條において同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所については、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるものとする。

3 (略)

(対象者)

第百五十五条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

介護老人保健施設基準条例」という。)第三十三條に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。)に関するものを除く。)を有すること。

二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第十一号。以下「介護療養型医療施設基準条例」という。))第三十三條に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。))である指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

四 (略)

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する条例(平成三十年広島県条例第四号))第三十二条に規定するユニット型介護医療院をいう。第六十七條及び第七十三條において同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所については、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるものとする。

3 (略)

(対象者)

第百五十五条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症患者療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。))第四條第二項に規定する病床により構成される病棟を

いう。以下同じ。)において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第百五十七条 (略)

2-5 (略)

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第百五十七条 (略)

2-5 (略)

6) 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7) (略)

(定員の遵守)
第百六十三条 (略)

一・二 (略)

- 三 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
- 四 (略)

(準用)

第百六十四条 第十条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第四十一条、第八十七条の二、第八十九条、第百七条の二、第百二十四条、第百二十五条第二項及び第百三十三条の二の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第八十七条の二中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百七条の二第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従事者」と、第百二十四条中「第百三十二条」とあるのは「第百六十二条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

いう。以下同じ。)において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第百五十七条 (略)

2-5 (略)

6) (略)

6) (略)

(定員の遵守)
第百六十三条 (略)

一・二 (略)

- 三 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
- 四 診療所(第二号に掲げるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
- 五 (略)

(準用)

第百六十四条 第十条から第十四条まで、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条の二まで、第四十一条、第八十七条の二、第八十九条、第百七条の二、第百二十四条及び第百二十五条第二項の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十三条の二第二項並びに第二十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第八十七条の二中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百七条の二第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従事者」と、第百二十四条中「第百三十二条」とあるのは「第百六十二条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第百六十七条 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

21

療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- 一 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット型及び浴室を有しなければならない。
- 二 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。
 - イ ユニット病室
 - ロ 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められ

第百六十七条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること。
- 二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。
- 三 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
- 四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
- 五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

る場合は、二人とすることができ
ること。

(二) 病室は、いずれかのユニットに属
するものとし、当該ユニットの共同
生活室に近接して一体的に設けるこ
と。ただし、一のユニットの利用者
の定員は、原則としておおむね十人
以下とし、十五人を超えないものと
すること。

(三) 一の病室の床面積等は、十・六五
平方メートル以上とすること。ただ
し、(一)ただし書の場合にあつては、
二十一・三平方メートル以上とする
こと。

(四) ブザー又はこれに代わる設備を設
けること。

(2) 共同生活室

(一) 共同生活室は、いずれかのユニッ
トに属するものとし、当該ユニット
の利用者が交流し、共同で日常生活
を営むための場所としてふさわしい
形状を有すること。

(二) 一の共同生活室の床面積は、二平
方メートルに当該共同生活室が属す
るユニットの利用者の定員を乗じて
得た面積以上を標準とすること。

(3) 洗面設備

(一) 病室ごとに設けること、又は共同
生活室ごとに適当数設けること。

(二) 身体の不自由な者が使用すること
に適したものとすること。

(4) 便所

(一) 病室ごとに設けること、又は共同
生活室ごとに適当数設けること。

(二) ブザー又はこれに代わる設備を設
けるとともに、身体の不自由な者が
使用するのに適したものとすること。

ロ) 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただ
し、中廊下の幅は、二・七メートル以
上とすること。

ハ) 機能訓練室

内法による測定で四十平方メートル以
上の床面積を有し、必要な器械及び器具
を備えること。

ニ) 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適し
たものとすること。

三)

前号ロから二までに掲げる設備は、専ら
当該ユニット型指定短期入所療養介護事業
所の用に供するものでなければならぬ。
ただし、利用者に対する指定短期入所療養
介護の提供に支障がない場合は、この限り
でない。

四 第二号イ(2)の共同生活室は、病院等基準
条例第七条第二項第三号に規定する食堂と
みなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床
を有する病院であるユニット型指定短期入
所療養介護事業所は、消火設備その他の非
常災害に際して必要な設備を設けることと
する。

3) 療養病床を有する診療所であるユニット型
指定短期入所療養介護事業所の設備に関する
基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する診療所であるユニット
型指定短期入所療養介護事業所は、ユニッ
ト及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する診療所であるユニット
型指定短期入所療養介護事業所のユニット、
廊下、機能訓練室及び浴室については、次
に掲げる基準を満たさなければならない。

イ ユニット
病室

(一) 一の病室の定員は、一人とするこ
と。ただし、利用者への指定短期入
所療養介護の提供上必要と認められ
る場合は、二人とすることができる
こと。

(二) 病室は、いずれかのユニットに属
するものとし、当該ユニットの共同
生活室に近接して一体的に設けるこ
と。ただし、一のユニットの利用者
の定員は、原則としておおむね十人
以下とし、十五人を超えないものと
すること。

(三) 一の病室の床面積等は、十・六五
平方メートル以上とすること。ただ
し、(一)ただし書の場合にあつては、
二十一・三平方メートル以上とする
こと。

四 ブザー又はこれに代わる設備を設
けること。

(2) 共同生活室

(一) 共同生活室は、いずれかのユニッ
トに属するものとし、当該ユニット
の利用者が交流し、共同で日常生活
を営むための場所としてふさわしい
形状を有すること。

(二) 一の共同生活室の床面積は、二平
方メートルに当該共同生活室が属す
るユニットの利用者の定員を乗じて
得た面積以上を標準とすること。

(3) 洗面設備

(一) 病室ごとに設けること、又は共同
生活室ごとに適当数設けること。

(二) 身体の不自由な者が使用するのに
適したものとすること。

(4) 便所

(一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ロ 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ハ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号イ(2)の共同生活室は、病院等基準条例第九条第二項において準用する病院等基準条例第七条第二項第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

5) ユニット型指定短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービスマ等基準条例第五十二条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービスマ等基準条例第五十条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)を同一の事業所において一体的に運営する場合には、指定介護予防サービスマ等基準条例第五十二条第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

2) ユニット型指定短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービスマ等基準条例第五十二条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービスマ等基準条例第五十条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)を同一の事業所において一体的に運営する場合には、指定介護予防サービスマ等基準条例第五十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第百六十九条 (略)

2-7 (略)

8| ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

9| (略)

(勤務体制の確保等)
第百七十二条 (略)

2・3 (略)

4| ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

5| (略)

(定員の遵守)
第百七十三条 (略)

一 (略)

二 (略)

(従業者)
第百七十六条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

イ 看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

ロ (略)

三・四 (略)

4-11 (略)

12| 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第三項第一号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

第百六十九条 (略)

2-7 (略)

8| (略)

(勤務体制の確保等)
第百七十二条 (略)

2・3 (略)

4| (略)

(定員の遵守)
第百七十三条 (略)

一 (略)

二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

(従業者)
第百七十六条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

イ 看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数並びに介護予防サービスの利用者の数に応じて規則で定める数以上であること。

ロ (略)

三・四 (略)

4-11 (略)

- 一 第百八十八条において準用する第百三十三条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
- イ 利用者の安全及びケアの質の確保
- ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- ハ 緊急時の体制整備
- ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
- ホ 特定施設従業者に対する研修
- 二 介護機器を複数種類活用していること。
- 三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- 四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第百七十七条 (略)

- 2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(協力医療機関等)

第百八十七条 (略)

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六

条第十七項に規定する第二種協定指定医療機

(管理者)

第百七十七条 (略)

- 2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(協力医療機関等)

第百八十七条 (略)

関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5| 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6| 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7| (略)

(準用)
第八十八條 第十二條、第二十三條の二、第二十四條から第二十七條の二まで、第四十條、第四十一條、第八十九條、第八十九條の二、第九十條及び第九十三條の二の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三條の二第二項並びに第二十七條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第四十條中「訪問入浴介護施設従業者」と、第四十條中「訪問入浴介護施設従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第八十九條の二第二項第一号及び第三号中「通所介護事業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第九十二條 (略)
2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(従業者)

第二百條 指定福祉用具貸与の事業者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）とし、その員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 (略)

2| (略)

(準用)
第八十八條 第十二條、第二十三條の二、第二十四條から第二十七條の二まで、第四十條、第四十一條、第八十九條、第八十九條の二及び第九十條の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十三條の二第二項並びに第二十七條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第四十條中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第八十九條の二第二項第一号及び第三号中「通所介護事業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第九十二條 (略)
2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(従業者)

第二百條 指定福祉用具貸与の事業者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員（令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）とし、その員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 (略)

(管理者)
第二百一条 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)
第二百五条 (略)

一 (略)

二 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。

三・五 (略)

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

八・九 (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第二百六条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、当該利用者には、指定特定福祉用具貸与計画と一体のものとして当該福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

(管理者)
第二百一条 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)
第二百五条 (略)

一 (略)

二・四 (略)

五・六 (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第二百六条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、当該利用者には、指定特定福祉用具貸与計画と一体のものとして当該福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

と一体のものとして当該福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

2-4 (略)

5| 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づきサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6| 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

7| 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8| (略)

(管理者)

第二百十四条 (略)

2 (略)
3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百十八条 (略)

二一 (略)

二| 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。

三・四 (略)

五| 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

六| 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又

2-4 (略)

5| 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後においても、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6| (略)

(管理者)

第二百十四条 (略)

2 (略)
3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百十八条 (略)

一 (略)

二・三 (略)

<p>は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</p> <p>七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p>八 (略)</p> <p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第二百十九条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>五 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</p>	<p>四 (略)</p> <p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第二百十九条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p>
--	--

第六条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第五十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第五十五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</p> <p>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p>五-七 (略)</p> <p>第六十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第五十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第五十五条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三-五 (略)</p> <p>第六十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3| 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条又は介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年広島県条例第四号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項第一号及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4| 指定訪問リハビリテーション事業者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第六十一条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第六十条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第六十一条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）
第六十七条（略）
一・二（略）
三 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならないこと。
四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
五七（略）

第六十八条（略）
2・3（略）

4| 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハ

3| 指定訪問リハビリテーション事業者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第六十一条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第六十条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第六十一条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）
第六十七条（略）
一・二（略）

三一五（略）

（訪問リハビリテーション計画の作成）
第六十八条（略）
2・3（略）

ビリティーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

51 | 6 | (略)

指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百十五条第一項から第五項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七十六条 (指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

(略)

一―三 (略)

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

五 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

六―九 (略)

2 | (略)

一―二 (略)

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

五―九 (略)

3 | (略)

一―二 (略)

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し

51 | 4 | (略)

指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百十五条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七十六条 (指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

(略)

一―三 (略)

2 | (略)

一―二 (略)

三―七 (略)

3 | (略)

一―二 (略)

三―七 (略)

なければならぬ」と。

五・六 (略)

第百十一条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合の当該指定通所リハビリテーション事業所に置くべき前項第二号に規定する通所リハビリテーション従業者の員数については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすることができる。

一・二 (略)

3 (略)

4| 3 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第四条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項第一号及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5| 指定通所リハビリテーション事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第九十三条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第百十四条 指定通所リハビリテーションは、次項から第八項までに定めるところにより提供されるものとする。

2・3 (略)

4| 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

5| 指定通所リハビリテーション事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6| 8 (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)
第百十五条 (略)

2・3 (略)

4| 医師等の従業者は、リハビリテーションを

三・四 (略)

第百十一条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合の当該指定通所リハビリテーション事業所に置くべき前項第二号に規定する通所リハビリテーション従業者の員数については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすることができる。

一・二 (略)

3 (略)

4| 指定通所リハビリテーション事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第九十三条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第百十四条 指定通所リハビリテーションは、次項から第六項までに定めるところにより提供されるものとする。

2・3 (略)

4| 6 (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)
第百十五条 (略)

2・3 (略)

受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならぬ。

51・61 (略)

71 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれてある環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第六十八条第一項から第五項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第五項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者)

第二百二十条 (略)

214 (略)

5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下この節及び次節において「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、法、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第八号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）、老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第七号）、医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十一号。以下「病院等基準条例」という。）、介護老人保健施設等基準条例、介護医療院基準条例、この条例（特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）、指定介護予防サービス等基準条例（介護予防特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）又は法第七十八条の四第一項の規定による市町の条例（地域密着型特定施設入居者

41・51 (略)

61 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれてある環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第六十八条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者)

第二百二十条 (略)

214 (略)

5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下この節及び次節において「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、法、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第八号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）、老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第七号）、医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十一号。以下「病院等基準条例」という。）、介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）、介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十

生活介護に係る部分に限る。)に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6-13 (略)

年広島県条例第四号。以下「介護医療院基準条例」という。)この条例(特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。)、指定介護予防サービス等基準条例(介護予防特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。))又は法第七十八条の四第一項の規定による市町の条例(地域密着型特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。))に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6-13 (略)

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者) 第三十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。</p> <p>(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針) 第四十二条 指定介護予防訪問入浴介護は、第三十二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、次項から第八項までに定めるところにより提供する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 介護予防訪問入浴介護従業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p>	<p>(管理者) 第三十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。</p> <p>(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針) 第四十二条 指定介護予防訪問入浴介護は、第三十二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、次項から第六項までに定めるところにより提供する。</p> <p>2・3 (略)</p>

5 介護予防訪問入浴介護従業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6—8 (略)

(管理者)
第四十四条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具
体的取扱方針)

第六十七条 (略)

2 理学療法士等は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサ―ビス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援事業所の担当職員及び介護支援専門員、介護予防サ―ビス計画の原案に位置付けた指定介護予防サ―ビス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サ―ビス等をいう。第九十七条第四号及び第二百九条第三号において同じ。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、利用者の置かれてある環境その他の利用者の日常生活全般の状況を的確に把握するものとする。

3—15 (略)

(従業者)
第二百二条 (略)

2 前項第四号の栄養士は、同項の規定にかかわらず、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が、指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サ―ビス等基準条例第二百二十条第

(管理者)
第四十四条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具
体的取扱方針)

第六十七条 (略)

2 理学療法士等は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサ―ビス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援事業所の担当職員、介護予防サ―ビス計画の原案に位置付けた指定介護予防サ―ビス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サ―ビス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、利用者の置かれてある環境その他の利用者の日常生活全般の状況を的確に把握するものとする。

3—15 (略)

(従業者)
第二百二条 (略)

2 前項第四号の栄養士は、前項の規定にかかわらず、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が、指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サ―ビス等基準条例第二百二十条第

一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第十九条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第一百二十二条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

3 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数については、同項の規定にかかわらず、これらの介護予防短期入所生活介護従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法及び老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第八号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。)に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

4 (略)

5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下この節及び次節において「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下この節及び次節において「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)、法、特別養護老人ホーム基準条例、老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第七号)、

一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第十九条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第一百二十二条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

3 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数については、同項の規定にかかわらず、これらの介護予防短期入所生活介護従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

4 (略)

5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下この節及び次節において「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下この節及び次節において「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者について、それ

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十一号。以下「病院等基準条例」という。）、「介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）、「介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年広島県条例第四号。以下「介護医療院基準条例」という。）、「指定居宅サービス等基準条例（特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）」、「この条例（介護予防特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）」又は法第七十八条の四第一項に規定する市町の条例（地域密着型特定施設入居者生活介護に係る部分に限る。）に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6―13 (略)

第百三条 (管理者) (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)
第百五条 (略)

2―4 (略)

5 第百二条第三項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合には、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、老人福祉法及び特別養護老人ホーム基準条例に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有すること足りるものとする。

6―8 (略)

(身体的拘束等の禁止)
第百九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 (略)

それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6―13 (略)

第百三条 (管理者) (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)
第百五条 (略)

2―4 (略)

5 第百二条第三項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合には、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有すること足りるものとする。

6―8 (略)

(身体的拘束等の禁止)
第百九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

（定員の遵守）

第百十二条（略）

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援事業所の担当職員及び介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百十二条の二（略）

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第百十二条の三 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第百二十条（略）

2-4（略）

5 第百二条第三項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準条例第二十五条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合については、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老

（定員の遵守）

第百十二条（略）

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援事業所の担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百十二条の二（略）

第百二十条（略）

2-4（略）

5 第百二条第三項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第八号）第二十五条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）

人ホームとして必要とされる設備を有すること
とで足りるものとする。

6-8 (略)

(勤務体制の確保等)

第百二十四条 (略)

2・3 (略)

4| ユニット型指定介護予防短期入所生活介護
事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等
に係る研修を受講するよう努めなければなら
ない。

5| (略)

(準用)

第百二十六条 第百六条、第百七条、第百九条
第百十条、第百十二条の二、第百十二条の三
及び第百十三条(第九十六条の二の準用に係
る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定
介護予防短期入所生活介護の事業について準
用する。この場合において、第百六条中「第
百十一条」とあるのは「第百二十三条」と読
み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
等との併設)

第百三十条 基準該当介護予防サービ
スに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相
当するサービス(以下「基準該当介護予防短
期入所生活介護」という。)の事業を行う者
(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護
事業者」という。)が当該事業を行う事業所
(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護
事業所」という。)は、指定介護予防認知症
対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護
予防サービ
スに該当する介護予防認知症対応
型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応
型通所介護」という。)の事業を行う事業所
をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予
防小規模多機能型居宅介護事業所(地域密着型
介護予防サービ
スに該当する指定介護予防小
規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同
じ。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予
防認知症対応型通所介護事業所等」という。
)に併設しなければならない。

(従業者)

第百三十一条 (略)

2-4 (略)

5 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者
は、法その他の法律、法第七十八条の四第一
項の規定による市町の条例(指定介護予防認
知症対応型通所介護事業所及び指定介護予
防小規模多機能型居宅介護事業所に係る部分に

の場合については、第三項及び第七項第一号
の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老
人ホームとして必要とされる設備を有するこ
とで足りるものとする。

6-8 (略)

(勤務体制の確保等)

第百二十四条 (略)

2・3 (略)

4| (略)

(準用)

第百二十六条 第百六条、第百七条、第百九条
第百十条、第百十二条の二及び第百十三条(第
九十六条の二の準用に係る部分を除く。)の
規定は、ユニット型指定介護予防短期入所
生活介護の事業について準用する。この場合
において、第百六条中「第百十一条」とある
のは「第百二十三条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
等との併設)

第百三十条 基準該当介護予防サービ
スに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相
当するサービス(以下「基準該当介護予防短
期入所生活介護」という。)の事業を行う者
(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護
事業者」という。)が当該事業を行う事業所
(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護
事業所」という。)は、指定介護予防通所介
護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型
通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サ
ービスに該当する介護予防認知症対応型通所
介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所
介護」という。)の事業を行う事業所をいう。
)若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅
介護事業所(地域密着型介護予防サービ
スに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介
護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下
「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
等」という。)に併設しなければならない。

(従業者)

第百三十一条 (略)

2-4 (略)

5 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者
は、法その他の法律に規定する指定介護予
防認知症対応型通所介護事業所等として必要と
される員数の従業者に加えて、第一項各号に
掲げる介護予防短期入所生活介護従業者につ

限る。)に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる員数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者について、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6 (略)

(管理者)

第三百三十二条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

第三百三十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第百五十三条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第百五十二条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護及び指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百四十三条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法及介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

いて、それぞれ当該各号に定める員数を確保するものとする。

6 (略)

(管理者)

第三百三十二条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

第三百三十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第百五十三条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第百五十二条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護及び指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百四十三条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

2

指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)に置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が健康保険法等の一部を改正する法律(平成十

2| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である場合には、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

3| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が診療所（前項に該当するものを除く。）である場合には、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員とし、その合計した員数は、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とする。

4| (略)

5| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

6| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合につ

八年法律第八十三号）附則第三百二十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である場合には、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

3| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前項に該当するものを除く。）である場合には、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

4| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が診療所（前二項に該当するものを除く。）である場合には、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員とし、その合計した員数は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とする。

5| (略)

6| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

7| 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合につ

いては、指定居宅サービス等基準条例第百五十三条第一項から第五項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第百三十八条 (略)

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設基準条例第三十三条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

二 削除

三 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

四 (略)

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院基準条例第三十二条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百五十二条及び第百五十六条において同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

2・3 (略)

(対象者)

第百三十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練そ

いては、指定居宅サービス等基準条例第百五十三条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第百三十八条 (略)

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。))第三十三条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第十一号。以下「介護療養型医療施設基準条例」という。))第三十三条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。))である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

四 (略)

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する条例(平成三十年広島県条例第四号))第三十二条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百五十二条及び第百五十六条において同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

2・3 (略)

(対象者)

第百三十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練そ

の他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

2 (身体的拘束等の禁止)
第四百四十一条 (略)

3 (略)

3) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(定員の遵守)
第四百四十三条 (略)
一・二 (略)

- 三 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
- 四 (略)

(準用)

第四百四十四条 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の二の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五、第九十四条の六、第九十六条の二、第九十六条、第九十七条第二項及び第九十二条の三の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第二項並びに第三

の他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

2 (身体的拘束等の禁止)
第四百四十一条 (略)

3 (略)

(定員の遵守)
第四百四十三条 (略)
一・二 (略)

- 三 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
- 四 診療所(第二号に掲げるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
- 五 (略)

(準用)

第四百四十四条 第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の二の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五、第九十四条の六、第九十六条の二、第九十六条及び第九十七条第二項の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十九条の二第二項並びに第三十九条の六第一号

十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第九十四条の六第二項第一号及び第三号並びに第九十六条の六二中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第六十六条中「第一百一十一条」とあるのは「第一百四十二条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第二百五十二条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に限る。）を有することとする。

及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第九十四条の六第二項第一号及び第三号並びに第九十六条の六二中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第六十六条中「第一百一十一条」とあるのは「第一百四十二条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第二百五十二条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に限るものに限る。）を有すること。
- 二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に限るものに限る。）を有すること。
- 三 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に限るものに限る。）を有すること。
- 四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に限るものに限る。）を有すること。
- 五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

21 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に

関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- 一 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- 二 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。

イ ユニット

(1) 病室

- (一) 一の病室の定員は、一人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - (二) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
 - (三) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(一)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
 - (四) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 共同生活室
 - (一) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (二) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (三) 必要な設備及び備品を備えること。
 - (3) 洗面設備
 - (一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (二) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - (4) 便所
 - (一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ロ

- 廊下幅
 - 一・八メートル以上とすること。ただ

し、中廊下の幅は、二・七メートル以上とする。

ハ 機能訓練室

内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号イ(2)の共同生活室は、病院等基準条例第七条第二項第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

31

療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- 一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- 二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。
- イ ユニット

(1) 病室

イ 一の病室の定員は、一人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

ロ 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

三 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(一)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

四 ブザー又はこれに代わる設備を設

- けること。
- (2) 共同生活室
- (一) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (二) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。
- 洗面設備
- (一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (二) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (4) 便所
- (一) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- 廊下幅
- 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
- ハ 機能訓練室
- 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- ニ 浴室
- 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 三 前号ロから二までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 四 第二号イ(2)の共同生活室は、病院等基準条例第九条第二項において準用する第七条第二項第三号に規定する食堂とみなす。
- 五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 4| 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。
- 5| ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護

2| ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護

事業者（指定居宅サービス等基準条例第百六十七條第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第百六十五條に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居宅サービス等基準条例第百六十七條第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）
第百五十五條（略）

2・3（略）

4| ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

5|（略）

（定員の遵守）
第百五十六條（略）

一（略）

二（略）

（従業者）
第百六十二條（略）

一（略）

イ 看護職員及び介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ（略）

三・四（略）

二（略）

イ 看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ（略）

三・四（略）

事業者（指定居宅サービス等基準条例第百六十七條第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第百六十五條に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居宅サービス等基準条例第百六十七條第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）
第百五十五條（略）

2・3（略）

4|（略）

（定員の遵守）
第百五十六條（略）

一（略）

二| ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

三（略）

（従業者）
第百六十二條（略）

一（略）

イ 看護職員及び介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数に応じて規則で定める員数以上であること。

ロ（略）

三・四（略）

二（略）

イ 看護職員及び介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数並びに居宅サービスの利用者の数に応じて規則で定める数以上であること。

ロ（略）

三・四（略）

次に掲げる要件のいずれにも適合する場合

12) における第一項第二号イ及び第三項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第七十二条において準用する第一百二十二条の三に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 介護予防特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。
三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第六十三條 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(協力医療機関等)
第七十一條 (略)

2) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業

(管理者)

第六十三條 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(協力医療機関等)
第七十一條 (略)

者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4| 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5| 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6| 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7| (略)

(準用)

第七十二条 第三十五条の五、第三十七条、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五、第一百二十二条の二及び第一百二十二条の三の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十七条、第三十九条の二第二項並びに第三十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第一百二十二条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第八十条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(従業者)

(準用)

第七十二条 第三十五条の五、第三十七条、第三十八条、第三十九条の二、第三十九条の三の三から第三十九条の六まで、第九十四条の五及び第一百二十二条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十七条、第三十九条の二第二項並びに第三十九条の六第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第一百二十二条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

2| (略)

(管理者)

第八十条 (略)

2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(従業者)

第百八十九条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）とし、その員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 (略)

(管理者)

第百九十条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

針
(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方
第百九十七条 (略)

一―三 (略)

四 法第八条の二第十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供することともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

五―七 (略)

八 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

十 (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第百八十九条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）とし、その員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 (略)

(管理者)

第百九十条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

針
(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方
第百九十七条 (略)

一―三 (略)

四―六 (略)

七 (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第九十八條 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、利用者の置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、当該サービスの提供期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、当該利用者には、第二条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二十条第一項に規定する指定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして当該介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

2-4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始の時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6-8 (略)

(管理者)

第二百三条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百九条 (略)

一・二 (略)

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第九十八條 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、利用者の置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、当該サービスの提供期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、当該利用者には、第二条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二十条第一項に規定する指定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして当該介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

2-4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始の時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

6-8 (略)

(管理者)

第二百三条 (略)

2 (略)

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百九条 (略)

一・二 (略)

<p>四・五 (略)</p> <p>六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。</p> <p>七 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</p> <p>八 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p>九 (略)</p>	<p>三・四 (略)</p>
<p>二百十條 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>51 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、指定特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</p>	<p>(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)</p> <p>二百十條 (略)</p> <p>2-4 (略)</p>

第八条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第四十九條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの従業者の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第四十九條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの従業者の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の従業者及び管理者の職務に従事することができる。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第五十八條 指定介護予防訪問看護は、第四十七條に規定する基本方針及び前条に規定する</p>	<p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第五十八條 指定介護予防訪問看護は、第四十七條に規定する基本方針及び前条に規定する</p>

基本的取扱方針に基づき、次項から第十九項までに定めるところにより提供する。

2 (略)

3 看護師等（准看護師を除く。以下この条（第七項、第八項、第十一項及び第十二項を除く。）において同じ。）は、前項に規定する利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、当該サービスの提供期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならない。

4 8 (略)

9 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

10 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

11 17 (略)

18 第二項から第十六項までの規定は、前項に規定する介護予防訪問看護計画書の変更に於いて準用する。

19 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合には、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、第三項、第四項、第十四項、第十五項及び第十七項の規定にかかわらず、診療録又はその他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

第六十一条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条又は介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年広島県条例第四号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項第一号及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業

基本的取扱方針に基づき、次項から第十七項までに定めるところにより提供する。

2 (略)

3 看護師等（准看護師を除く。以下この条（第七項から第十項までを除く。）において同じ。）は、前項に規定する利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、当該サービスの提供期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならない。

4 8 (略)

9 15 (略)

16 第二項から第十四項までの規定は、前項に規定する介護予防訪問看護計画書の変更に於いて準用する。

17 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合には、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、第三項、第四項、第十二項、第十三項及び第十五項の規定にかかわらず、診療録又はその他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

第六十一条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業

者が、指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第六十三条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第六十二条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居宅サービス等基準条例第六十三条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第六十七条 指定介護予防訪問リハビリテーションは理学療法士等が行うものとし、第六十条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、次項から第十八項までに定めるところにより提供する。

2-5 (略)

61 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

8171 (略)

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第九十三条第一項に規定する指定介護予防リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第九十九条第三項から第七項までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第三項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

91・101 (略)

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つ

者が、指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第六十三条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第六十二条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居宅サービス等基準条例第六十三条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第六十七条 指定介護予防訪問リハビリテーションは理学療法士等が行うものとし、第六十条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、次項から第十五項までに定めるところにより提供する。

2-5 (略)

7161 (略)

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第九十三条第一項に規定する指定介護予防リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第九十九条第三項から第六項までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第三項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

81・91 (略)

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つ

てはならない。

12 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

13 17 第二項から第十六項までの規定は、前項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

第七十五条 (略)

第七十五条 (略)

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

五 第二号に規定する指導又は助言に際しては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。

2 (略)

一・二 (略)

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

3 (略)

一・二 (略)

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

五・六 (略)

第九十三条 (略)

2・3 (略)

10 14 (略)

15 第二項から第十三項までの規定は、前項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第七十五条 (略)

一・二 (略)

三 前号に規定する指導又は助言に際しては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。

2 (略)

一・二 (略)

3 三 七 (略)

一・二 (略)

三・四 (略)

第九十三条 (略)

2・3 (略)

4| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第四条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項第一号及び前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が、指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居室サービス等基準条例第十一條第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第九十九条 指定介護予防通所リハビリテーションは、第九十二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、次項から第十七項までに定めるところにより提供する。

2|5 (略)

6| 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

7| (略)

8|7| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第六十七条第三項から第七項までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもつて、第三項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

9|10| (略)

4| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が、指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業を同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居室サービス等基準条例第十一條第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第九十九条 指定介護予防通所リハビリテーションは、第九十二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、次項から第十四項までに定めるところにより提供する。

2|5 (略)

7|6| 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第六十七条第三項から第六項までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもつて、第三項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8|9| (略)

8|9| (略)

(介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第十六条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2-4 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第十九条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、他の事業所又は施設等の職務その他の規則で定める職務に従事することができる。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二十五条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第二十六条 介護医療院の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければな</p>	<p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第十六条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2-4 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第十九条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所又は施設等の職務その他の規則で定める職務に従事することができる。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二十五条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(協力病院)</p> <p>第二十六条 介護医療院の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</p>

- らない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2| 介護医療院の開設者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 3| 介護医療院の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4| 介護医療院の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5| 介護医療院の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6| (略)

第三十条の二 (略)

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第三十条の三 介護医療院の開設者は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用

2| (略)
第三十条の二 (略)

<p>して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等) 第三十九条 (略) 2-4 (略)</p> <p>5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(準用) 第四十一条 第七条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の三までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条に規定する運営規程」とあるのは「第三十八条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>(勤務体制の確保等) 第三十九条 (略) 2-4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(準用) 第四十一条 第七条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の三までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条に規定する運営規程」とあるのは「第三十八条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで」と読み替えるものとする。</p>
---	--

改正)
(社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
第十条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の配置の基準) 第十条 (略) 2・3 (略) 4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5-14 (略)</p> <p>第十八条の三 (略)</p> <p>(協力医療機関等) 第十八条の四 軽費老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定め</p>	<p>(職員の配置の基準) 第十条 (略) 2・3 (略) 4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5-14 (略)</p> <p>第十八条の三 (略)</p>

るように努めなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3| 軽費老人ホームの設置者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4| 軽費老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5| 軽費老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6| 軽費老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7| 軽費老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(職員の配置の基準)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第一項第三号の介護職員の職務を除く。）に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4-7 (略)

附則

第六条 (略)
(軽費老人ホームA型の職員の配置の基準)

るように努めなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3| 軽費老人ホームの設置者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4| 軽費老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5| 軽費老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6| 軽費老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7| 軽費老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(職員の配置の基準)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第一項第三号の介護職員の職務を除く。）に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4-7 (略)

附則

第六条 (略)
(軽費老人ホームA型の職員の配置の基準)

<p>2-4 (略)</p> <p>5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6-15 (略)</p>	<p>2-4 (略)</p> <p>5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6-15 (略)</p>
--	--

(老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十一条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和三年広島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後
	改正前
附則	附則
<p>1 (虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第六条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)(第二条第三項(新指定居宅サービス等基準条例第七十二条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。))及び第二十七条の二(新指定居宅サービス等基準条例第七十八条において準用する場合に限る。))並びに第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)(第三条第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第六十九条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。))及び第三十九条の六(新指定介護予防サービス等基準条例第七十三条において準用する場合に限る。))の規定の適用については、これらの規定中「一 講じなければ」とあるのは「一 講じようように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第七十七条及び新指定介護予防サービス等基準条例第七十二条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは</p>	<p>1 (虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新養護老人ホーム条例」という。)(第二条第四項及び第二十条の二、第二条の規定による改正後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム条例」という。)(第二条第五項(新特別養護老人ホーム条例第三十九条において準用する場合を含む。))、第二十三条の二(新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。))及び第二十六条第三項(新特別養護老人ホーム条例第四十四条において準用する場合を含む。))、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設(以下「新指定介護老人福祉施設」という。)(第四条第四項、第三十条の二(新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。))及び第三十三条第三項、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設条例」という。)(第三条第四項、第三十一条の二(新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。))及び第三十四条第三項、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設</p>

「、虐待の防止のための措置に関する事項に
関する規程を定めておくよう努めるとともに、
次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事
項（虐待の防止のための措置に関する事項を
除く。）」とする。

の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例（以下「新指定介護療養型医療施設条例
」という。）第三条第四項、第三十一条の二
（新指定介護療養型医療施設条例第四十四条
において準用する場合を含む。）及び第三十
四条第三項、第六条の規定による改正後の介
護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の
指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サ
ービス等の事業の人員、設備及び運営に関す
る基準を定める条例（以下「新指定居宅サ
ービス等基準条例」という。）第三条第三項及
び第二十七条の二（新指定居宅サービス等基
準条例第二十七条の四、第三十二条、第四十
三条、第四十七条、第六十一条、第七十条、
第七十八条、第九十条、第九十二条、第九
九条、第一百八条、第一百三十四条（新指定居宅
サービス等基準条例第一百四十五条において準
用する場合を含む。）、第四百四十五条の三、
第四百五十一条、第六百六十四条（新指定居宅サ
ービス等基準条例第七十四条において準用
する場合を含む。）、第八百八十八条、第九
十八条、第二百九条、第二百一十一条及び第
二百二十条において準用する場合を含む。）、
第七条の規定による改正後の介護保険法に基
づく指定介護予防サービス事業者の指定の申
請者に関する事項並びに指定介護予防サービ
ス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定
介護予防サービス等に係る介護予防のための
効果的な支援の方法に関する基準を定める条
例（以下「新指定介護予防サービス等基準条
例」という。）第三条第三項及び第三十九条
の六（新指定介護予防サービス等基準条例第
四十六条、第五十六条、第六十五条、第七
十三条、第九十七条、第一百十三条（新指定介
護予防サービス等基準条例第二百六条におい
て準用する場合を含む。）、第二百九条の
三、第三百三十五条、第四百四十四条（新指定介
護予防サービス等基準条例第五百七条にお
いて準用する場合を含む。）、第七十二条、
第八十五条、第九十五条、第二百条及び
第二百七条において準用する場合を含む。）、
第八条の規定による改正後の介護保険法に基
づく介護療養院の人員、施設及び設備並びに
運営に関する基準を定める条例（以下「新介
護医療院条例」という。）第三条第四項、第
三十条の二（新介護医療院条例第四十一条に
おいて準用する場合を含む。）及び第三十三
条第三項並びに第九条の規定による改正後の
社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及
び運営に関する基準を定める条例（以下「新
軽費老人ホーム条例」という。）第二条第四
項及び第二十二条の二（新軽費老人ホーム条
例第二十七条及び附則第八条において準用す
る場合を含む。）の規定の適用については、
これらの規定中「講じなければ」とあるのは

3 (業務継続計画の策定等に係る経過措置)
この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十三条の二(新指定居宅サービス等基準条例第七十八条において準用する場合に限る。)及び新指定介護予防サービス等基準条例第二十九条の二(新指定介護予防サービス等基準条例第七十三条において準用する場合

「講じるように努めなければ」とし、新養護老人ホーム条例第七条、新特別養護老人ホーム条例第七条(新特別養護老人ホーム条例第三十九条において準用する場合を含む。)、及び第二十七条(新特別養護老人ホーム条例第四十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設条例第二十二条及び第三十八条、新介護老人保健施設条例第二十三条及び第三十九条、新指定介護療養型医療施設条例第二十三条及び第四十一条、新指定居宅サービス等基準条例第二十二条(新指定居宅サービス等基準条例第二十七条の四及び第三十二条において準用する場合を含む。)、第四十二条(新指定居宅サービス等基準条例第四十七条において準用する場合を含む。)、第六十条、第六十九条、第七十七条、第八十七七条(新指定居宅サービス等基準条例第九十二条及び第九十九条において準用する場合を含む。)、第九十二条(新指定居宅サービス等基準条例第九十五条の三及び第九十五条において準用する場合を含む。)、第九十二条、第九十六条、第九十七条、第九十六条、第九十六条及び第九十七条(新指定居宅サービス等基準条例第二百一十一条及び第二百二十条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第三十九条(新指定介護予防サービス等基準条例第四十六条において準用する場合を含む。)、第五十五条、第六十四条、第七十二条、第九十六条、第一百一十一条(新指定介護予防サービス等基準条例第二百二十九条の三及び第二百三十五条において準用する場合を含む。)、第二百三十三条、第二百四十二条、第二百五十四条、第七十条、第八十三條及び第九十三條(新指定介護予防サービス等基準条例第二百条及び第二百七条において準用する場合を含む。)、新介護医療院条例第十二条及び第三十八条並びに新軽費老人ホーム条例第七条(新軽費老人ホーム条例第二十七條及び附則第八條において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 (業務継続計画の策定等に係る経過措置)
この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十七条の二、新特別養護老人ホーム条例第十九条の二(新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設条例第二十三条の二(新指定介護老人福祉

に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

施設条例第四十一条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設条例第二十四条の二(新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設条例第二十四条の二(新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第二十三条の二(新指定居宅サービス等基準条例第二十七条の四、第三十二条、第四十三条、第四十七条、第六十一条第七十条、第七十八条、第九十条、第九十二条、第九十九条、第一百零八条、第一百三十四条)新指定居宅サービス等基準条例第四百四十五条において準用する場合を含む。)、第四百四十五条の三、第五百十一条、第六百四十四条(新指定居宅サービス等基準条例第七十四条において準用する場合を含む。)、第八百八十八条、第九百九十一条、第九百九十一条及び第二百二十条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第三十九条の二(新指定介護予防サービス等基準条例第四十六条、第五十六条、第六十五条、第七十三条、第九十七条、第一百三十五条、第七十三条、第九十七条、第一百三十五条(新指定介護予防サービス等基準条例第一百六条において準用する場合を含む。)、第一百二十九条の三、第三百三十五条、第四百四十四条(新指定介護予防サービス等基準条例第五十七條において準用する場合を含む。)、第七十二条、第八十五条、第九十五条、第一百零二条及び第二百七条において準用する場合を含む。)、新介護医療院条例第二十三条の二(新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。))並びに新軽費老人ホーム条例第十八条の二(新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。))の規定については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

4-10 (略)

4-10 (略)

(介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

第十二条 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第十一号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第八条の規定は、令和六年六月一日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第二条 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)、第二百二十七条第六項(新指定居宅サービス等基準条例第四百五十五条の三及び第二百五十一条において準用する場合を含む。)、第四十条第八項、第五百七十七条第六項及び第六十九條第八項並びに第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)、第九十九条第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第二百二十六条、第二百二十九条の三及び第三百三十五条において準用する場合を含む。)、及び第四百四十一条第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第二百五十七条において準用する場合を含む。)、の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第三条 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)、第二十三条の三(新特別養護老ホーム基準条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)、第三十条の三(新指定介護老人福祉施設基準条例第四十一条において準用する場合を含む。)、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)、第三十一条の三(新介護老人保健施設基準条例第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第三百三十三条の二(新指定居宅サービス等基準条例第四百五条、第四百五条の三、第五百十一条、第六百六十四条(新指定居宅サービス等基準条例第七十四条において準用する場合を含む。))及び第六百八十八条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第三百十二条の三(新指定介護予防サービス等基準条例第二百二十六条、第二百二十九条の三、第三百三十五条、第四百四十一条(新指定介護予防サービス等基準条例第五百五十七条において準用する場合を含む。))及び第七十二条において準用する場合を含む。))及び第九条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)、第三十条の三

(新介護医療院基準条例第四十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第四条 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十七条の四第一項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十條の三第一項(新特別養護老人ホーム基準条例第三十三條、第三十九條及び第四十四條において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十六條第一項(新指定介護老人福祉施設基準条例第四十一條において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第二十七條第一項(新介護老人保健施設基準条例第四十二條において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第二十六條第一項(新介護医療院基準条例第四十一條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。